

第89回（平成31年2月19日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 ただいまから、第89回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は1つです。

議題1いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について、説明いたします。

第86回委員会において御了承いただいたとおり、3年ごとの見直しに関して、民間団体等へのヒアリングを行うこととしております。

本日は、在日米国商工会議所及び日本IT団体連盟へのヒアリングを行いたいと思います。

まず、初めに、在日米国商工会議所副会頭の杉原様に会議に出席いただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、出席を認めます。杉原様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、御説明をお願いいたします。

○杉原副会頭 皆様、おはようございます。

本日は、ヒアリングにおいて、在日米国商工会議所、ACCJの意見を述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。まず、私どもから何点か、ACCJの中で合意のとれたポイントについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、1番でございます。私たちのこの見直しに対するお願いとして、開かれた個人情報保護委員会の維持ということをお願いしたく思っております。個人情報保護委員会が海外事業者に対してもオープンであることに、まずは御礼を申し上げます。特に個人情報保護委員会がデータの保護と利活用のバランスに関する精力的な取組を支えているという観点からも、今後とも個人情報保護委員会が開かれてあることを維持されることを要望いたします。今後もデータの利活用と保護のバランスが維持されますよう、適切な運用がなされるよう要望いたします。

次に、同じく個人情報保護委員会には、いつでも相談することができ、相談内容の機密性が確保される。これは相談の内容が外に漏れないということをお願いしたいと思います。安心して相談できる体制を維持することを期待しております。

指導、勧告等についても、進化していく技術や新しいビジネスモデルの登場と、社会経済状況の変化に応じて柔軟に対応できる体制を維持していただきたく思っております。特に技術中立性、テクノロジーニュートラルティーや、サービスやアプリケーションの中立性を維持し、特定の技術やサービスのみを対象としないよう要望いたします。

さらに、もし改正するのであれば、国内外の企業、消費者団体等の多様なステークホルダーとのコミュニケーションを密にとることで、ビジネスモデルや最先端の技術、ユーザーのニーズ等を考慮していただき、特定の関係者だけでなく全てのステークホルダーからの意見を検討し、議論を進めていただきたく要望いたします。

この部分での最後でございますが、データ漏えいの報告の在り方については、報告の義務化や過剰な強化が行われますと、企業は何がデータ漏えいに該当するかに関して、個人情報保護委員会への相談をちゅうちょするおそれがあると考えております。よって、義務化については慎重な取扱いを望ませていただきます。

2つ目のポイントといたしましては、内外の無差別、レベルプレイングフィールドということで、海外事業者も現地法を遵守することは当然と考えております。法の執行が海外事業者のみに適用されることを、米国企業だけでなく、日本やその他の国籍の企業が会員として所属し

ているACCJでは懸念をいたしております。国内企業及び海外事業者に対して、同等の扱いがなされることが非常に重要だと考えておりますので、この点も要望いたします。

3番目の点でございます。課徴金制度の導入。日本において課徴金を個人情報保護法に導入することを求める意見が一部にはあると認識しております。企業が自主的に政府の方向性を遵守するという日本の企業文化と、個人情報保護委員会による命令等が、企業への大きな影響を持っている現状に鑑みますと、課徴金を改正法に導入することは、反対でございます。さらに、この課徴金が外国企業に対してのみ適用される、あるいはそこを目的としているということでありますと、更に賛成はしかねるという形でございます。

日本は、産業構造や文化的背景がEU地域とは異なることから、EU地域で導入された全てを日本で導入する必要はないと考えております。ACCJでは課徴金の導入に対し、ここで反対の立場を表明しておりますが、これは企業や政府がデータ漏えいを防ぐための安全なシステムを構築する必要がないと考えているわけではなく、むしろデータが漏えいしないよう、企業や政府はサイバーセキュリティの対策や内部統制の構築に注力すべきであると考えております。これを支援するため、政府並びに個人情報保護委員会は、税制上の優遇措置を与えたり、啓蒙、周知活動等を通じて企業がサイバーセキュリティ対策を実施することを奨励すべきであるとも考えております。

4番目のポイントといたしまして、自制的な域外適用ということで、個人情報保護法は、第75条において、域外適用について規定をしております。私たちは個人情報保護委員会の域外適用の運用に敬意を表しております。日本が域外適用の強化を検討することで、他国が自国に有利な日本以外の法律を適用することにつながるおそれがあり、このことによって混乱が生じることもあると考えております。

また、個人情報保護法第78条では、海外執行機関との協力も認められており、同法は域外適用の拡大よりも、執行機関間の協力を発展させることを意図しているものと考えております。

ということで、私どもは、個人情報保護委員会が、より実質的かつ相互運用性のあるアプローチをとることを要望いたします。日本企業と米国籍企業に平等な取扱いが確保されるためにも、域外適用に関するガイドライン等の資料について、英訳版が公表されることも、重ねて要望いたします。

5番目です。日米のデータフローの確保。日米のデータフローについては、ほかのどの国よりも重要なものであり、かつ、やり取りがされる量も際立っていると認識しております。現在のプラクティスで、日米のデータフローで大きな問題が生じているわけではなく、企業間の自主的な対策を促す日本政府の取組を高く評価しております。この方向性を引き続き支援いただきたいとともに、GDPRをベースとしたEUとのデータ流通の枠組みの重要性も理解はしておりますが、日米間のデータフローの重要性を土台にして、イノベーションの促進とプライバシーの保護とのバランスのとれた日米間の枠組みの堅持を希望いたします。

次に、最後のポイントになりますけれども、国際的な制度調和とデータフローについて。個人情報保護の枠組みの国際的な相互運用性は重要であり、EUの一般データ保護規則、いわゆるGDPRのみを参考にするのは好ましくないと考えております。アメリカやAPEC加盟地域、国とのバランスを考慮することも重要です。EUのGDPRの仕組みを日本に持ち込み、適用することは、ある意味、体力のある大企業のみが遵守できるようなルールを全企業に対し適用することを意味し、中小企業、地方の企業にとって、過大なコンプライアンスコストをかけることとなります。さらに、ACCJの会員の中でも、大企業のみならずいわゆるスタートアップとか起業家という者がおり、その新しいビジネスの伸びに対しても阻害することにもなります。

また、GDPRの執行の現状を見てみますと、ヨーロッパの場合はGDPRを決める母体と執行が各国に分かれている現状の中で、各国の中で執行の度合いが常に一定とは限らず、それぞれの国の事情に応じた中小企業に対しての配慮等が見受けられると理解しております。

ということで、私たちは、GDPRの取組を日本に持ち込み、そのまま運用することは、日本のイノベーションを阻害する形となることから、極めて慎重に取り扱うことを望んでおります。

越境データ流通を基盤としたデジタルエコノミー推進による持続可能な世界の実現のためには、過度なプライバシーの保護や規制、あるいは軽視の両極に陥ることなく、個人データの活用と保護の両立によってイノベーションを起し続けることが重要であると考えております。その観点から、イノベーションとプライバシー保護のバランスをとりながら、個人情報を含むデータが国境を越えて流通する制度、仕組みをグローバルに構築していくことが求められます。そのための第一歩として、越境データの適切な保護と円滑な流通を保護するために、日米がともに主導的にAPECの越境プライバシールールを進めることが肝要であると考えております。

同時に、実務上の運用面、あるいは更なる成熟がこのCBPRには必要であるとも理解しております。APECあるいはAPEC外のより多くの経済圏からも、支持と参加を得るため、日本のキャパシティビルディングを含めたグローバルでのリーダーシップを発揮し、さらには、CBPRとGDPRの相互運用性が確保されることを切望いたします。

以上です。

なお、今の意見の概要は、後日意見書として提出する予定でございますので、よろしく願いを申し上げます。

○嶋田委員長 杉原様、ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、皆様からの御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 どうもありがとうございました。大変貴重な、かつ前向きな御意見を頂きました。

口火を切るということで2つほどお伺いしたいと思っております。一つは、今のお話の中で個人情報保護法について、現状のところ、改正の必要性を少なくとも感じてはいないという理解をさせていただいてよろしいかどうかをお伺いしたいというのが一点です。

もう一点は、現行法の規定に関しまして、これは当然だとは思っておりますが、米国の事業者の方々も現状では適切に遵守されているという理解でよろしいか。この2点についてお伺いさせていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○在日米国商工会議所 まず1番ですけれども、個人情報保護法そのものの大きな変更を私たちは望んでいるわけではございません。細かい字面とか、少し言い足りないところなどはあるのかもしれませんが、非常にマイナーなところ以外で個人情報保護法を改正する必要は、今のところないという理解でございます。

2つ目ですが、現在のところ、米国の産業界としては、日米の企業間の規律の中でしっかり必要なことは守っているという理解でございます。確かに企業の中も、いろいろな企業がありますので、たまに間違えたりミスをしたりということはあろうかと思っておりますけれども、基本的には米企業も日本の個人情報保護法の方針あるいは法を遵守して、データ保護に努めているところでございます。

○加藤委員 ありがとうございました。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次にどなたか。

藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 御示唆に富む御意見、ありがとうございます。御礼申し上げます。

そこで、一つ最初に質問なのですが、本日の先ほどの御説明の中で、内外無差別ということを言われて、その御意見は当然のことであると思っております。ただ、そうしますと一方で、我が国で、国内では現状ペナルティーが、外国事業者のみには適用されない。これも内外差別であるという意見もあるのですが、このような意見についてはどのようにお考えでしょうか。

○在日米国商工会議所 まず一つ、ペナルティーのことに关してですが、ペナルティーというものが罰金であるとか、そういうことだけがペナルティーではないと思っております。例えば個人情報保護委員会から指導並びに勧告を頂戴する、あるいはある意味での御指導を頂戴するということは、企業にとっては大きなレピュテーションリスクを伴うことでございます。ということから、例えば法律で罰金等を規定されていないと仮定をいたしましても、企業にとってはこの個人情報保護法を守ることは非常に大きな必要性になっておりますので、そのことから鑑みて、表面上、例えば米系企業に対してそういうことがないと仮定しても、それは米系企業に対して野放しであるということではなくて、同じ日本国民の中での厳しい目を頂いているという理解でございますので、一部にそういう意見があることも理解しておりますけれども、それは米企業に対してお目こぼしがあって、日本企業に対してお目こぼしがないということではないと理解しております。

○藤原委員 そうしますと、関連して、実効性の担保という点で、単なる指導とそれ以上のものは違いますね。その点についてはどうお考えでしょうか。

○在日米国商工会議所 2点あると思います。まず、指導だから実効性がないとか、あるいは勧告だから実効性があるとかということではないと思っております。御指導いただくということは、それだけ理由があるということでございますので、それはどういう形であれ、企業としては、私ども欧米企業、あるいは日本企業もいますけれども、それは遵守する必要があると思っっているのが第1点です。

2点目は、日米の関係というのは非常に緊密な関係でございますので、執行協力であるとか、今、話題になっております日米の二国間協議の中で、アメリカの政府当局と御委員会の中で、協力体制が構築されれば、ある意味、域外適用の乱発ということ避けながら、日米のデータフローを守りつつ、利活用に努めることができるのではないかと理解しております。

○藤原委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

次に、どなたかいらっしゃいますか。

丹野委員、お願いいたします。

○丹野委員 御説明ありがとうございます。ペーパーは後からということなので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からお聞きしたいのは、先ほどのやり取りの中で若干の企業にミスとか間違えたりという御発言がありましたけれども、一部の外国企業による個人情報の取扱いが、対利用者、ユーザーとの関係で説明を怠っていたり、御理解を得られていなかったりということがあって、不透明であったということが事実としてあって、そのことによって制度的な対応が必要なのではないかという声もあると認識しているのですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○在日米国商工会議所 一部の企業において、利用者の皆様方に対する説明が不十分だったことはあったとしても、それを全アメリカの企業に義務化させるというのは、ちゃんとしている企業については、既に対応しているわけですから、大きなコンプライアンスコストをかけることにもなりますので、私どもとしては、個人情報保護委員会が必要と考える対応・対策をし

ていない企業という意味では、日本もアメリカも変わらないわけですので、そういう企業に対しては御指導なり、御勧告なり、あるいはそれ以外でのアドバイスなりを頂戴できればと存じます。

最終的には利用者の方々が安心して、楽しくという表現がいいのかどうか分かりませんが、インターネットを使って社会活動ができることが全てでございますので、利用者の視点に立ったときに、こういうことに対してもう少し説明してくださいというアドバイスを頂戴することはあるべきですし、一番最初に申し上げましたように、そこを今後ともいわゆる法の執行機関ということの個人情報保護委員会という側面もあるかもしれませんが、御相談をしながら、どういう形が海外企業から考えて、やはり日本のやり方と海外のやり方は違うものですから、どういうやり方であれば適切に日本の皆さんから同意を取れるような形のビジネスが展開できるのかを相談させていただくことができればありがたいと思っています。それは法で縛ったから、すぐ明日からできるということよりも、もう少しダイアログのプロセスみたいなものがあるほうが有効ではないかと考えております。

○嶋田委員長 それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 建設的な意見をどうもありがとうございました。

私は日本の企業に勤めておりましたので、御指摘のあった企業文化というのですか。日本の企業が政府の方向性を遵守する、そういう日本の企業文化はあると思います。一方、米国の企業はそうではないのだよという意見があって、そのために何か、先ほども対話、ダイアログの話をされていましたが、何らかの対処方法のお考えはあるのでしょうか。

○在日米国商工会議所 まず、米国の企業、私は個人的には今はいわゆるソフトウェア系の企業に勤めておりますが、その前は製造業的な企業に勤めておりました。この2つだけでもかなり企業文化が違っていて、弊社の会員企業でも、例えば航空機産業からエンジンを作っているところとソフトウェアをやっているところは、実は企業文化が全然違うわけでございます。そんな中で、アメリカの産業界としてもいろいろな企業文化がある。また、日本も基本的には非常に遵守型のリスク・アバースの企業が多いということで理解しておりますけれども、そこでのお互いを知るとということが非常に重要で、お互いを知れば、その後何が変わって、何をどうすれば前に進むのかが分かるのかなと思っています。

ということで、弊所としては、過去8年間、日米のインターネット・エコノミー協議というものを日米間で政府間、そして、産業界の中で進めてまいりました。私も僭越ながら8年間ずっとアメリカ側の委員長をさせていただいております。別にそこでとどまる必要はないと思っておりますので、そういう政府、民間が集まった仕組みをつくりながら、お互いが理解をし、どういう形が日本、アメリカ、そして、もちろん日本の中で有効な制度であるのか。また、企業の皆さんがアメリカの企業も日本はこういうことを非常に遵守する国なのだということを認めてもらう、あるいは理解してもらう場を作るべきだと思っているし、今までも少なからずその努力はしてまいりました。

例えば、明日からこの法律になりましたと仮定をして、企業の中で理解が得られるかとなると、結局はその理解をするためにまた時間がかかってしまうということにもなるので、まずは政府間、産業界、また、マルチステークホルダーを集めた、日米がどこまで同じでどこまでが違うのかを理解しつつ、お互いが共有できる場所は何なのかを探っていく。すごくクリスタルクリアな答えになっていないことは自分でも理解しているのですが、反対に言うと、異文化の中で物事を進めていこうとすると、なかなかクリスタルクリアなものがないので、エフォートとしては結構大変ではありますけれども、そういう努力をお互いの国がすべきであり、

その中で企業のエシックスとか、その企業の行動様式とか、政府の考え方みたいなものはつかめていくのかなと思っております。

○小川委員 どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかに。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 今日はどうもありがとうございます。

私からは、国際的なデータフローについてお伺いしたいと思っています。日米間のデータフローの重要性や欧州についても言及をされておりますけれども、それ以外の地域との関係、特に特定国・地域に対する、国際個人データの移転を制限することについては、何か御意見はございますでしょうか。

○在日米商工会議所 まず、特に個人情報データは安全に保護されなければいけないと思っています。しかしながら、そのデータを利活用して、人々の生活に役立つことに使うことも非常に重要だと思っています。

そんな中で、今、日本が取り組まれている安全なデータを確保しつつ、なおかつそれを利活用に使おうという試み、あるいはリーダーシップについては敬意を表しているところであります。そんな中で、例えば今回もお話をさせていただきましたけれども、CBPRというシステムもあり、これはAPECでも採用されているシステムでありますし、国名を挙げていいのかどうか分かりませんが、今、いろいろ問題というか、APEC地域外の国々も興味を示していると聞いてはおります。

なので、そういう個別の国の法体系を理解しながら、利活用と保護のバランスを考えるような仕組みを、日本がリーダーシップを持って世界に提示することで、いわゆるデータのローカライゼーションとかデータの囲い込みであるとか、あるいは日本と違っているような国に対して、同じようなことをするのではなくて、オープンで開かれ、なおかつそれが守られるという新しいゴール設定というか、新しいディレクションを世界に持っていくことで、日本がリーダーシップを発揮し、データフローが日米のみならず、インド・アジア地域で活発になることを望んでおります。

残念ながら、今のアメリカの政権の中ではいろいろな意見があって、必ずしも全てのところでデータの利活用等々という話にはなっていないとは思いますが、このCBPRに関しては、アメリカの政府も政権が変わって2年を超えようとしておりますが、中でもずっと変わらずポジションが来ていると私たちも理解しているので、是非とも日米両国の中でCBPRをもっと理解していただき、なおかつ、もし必要なのであれば他国に対して、コメントでも挟みましたけれども、キャパシティービルディングなり啓蒙の機会なりをとともにやっていければいいかなと思っております。

○嶋田委員長 ありがとうございました。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 時間があるようですので、少し伺います。1点、まず、先ほどの小川委員の御質問とも重なるところを伺います。私は行政指導文化と言っているのですが、日本の法執行について大変御理解を頂いていて、御努力されていることはよく理解できました。その上で、しかしながら、グローバルな世界ですし、事業展開をしている事業者も多種多様でございますので、いわゆる日本のやり方が通じないこともあろうかと思えます。その場合、やはり通じない場合に、法律家的思考ですね。Thinking as a lawyerという感じでいきますと、何らかの執行を担保する措置は考えないといけないのではないかという意見がどこかにあると思いま

す。それについてはどのようにお考えでしょうか。つまり、やり方が通じない場合はどうするのだという単純な意見について、どうお考えかということをもまずはお伺いしたい。

○在日米国商工会議所 弊所は、日本企業もいますけれども、基本的には米国企業の集まりで、その中では、日米においては通じないということは基本的にはないのではないかと考えています。日米の間、いわゆる執行協力もありますし、先ほど申しあげましたような二国間協議の中でできることはいっぱいあると思っております。

米国以外のところをもし想定されているのであれば、残念ながら私は在日米国商工会議所ということで、基本的には米国と日本においては、そういう日本の執行当局が考えていることを米企業が無視してもいいというようには、産業界も思っておりませんし、米政府もそうは思っていないという理解でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

米国の枠組みというのは、我が国の立場も尊重して協議等をしてくださるという立場だということを理解しました。ありがとうございます。

それから、これは意見に当たる部分もありましたけれども、先ほど丹野委員から取扱いの透明性の話が出ましたが、今日の先ほどのプレゼンでは漏えいのお話をおっしゃったと思いますが、透明性で問題になっているのは取得であるとか利用の団体のお話だと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○在日米国商工会議所 先ほど透明性というか、開かれたということでも申し上げたのですが、私どもは、ここでも申し上げましたとおり、個人情報保護委員会の皆様方のプロシージャに対して何らかクレームを挟んでいるわけではなくて、反対にそれを事細かく決めることによって、かえって今までのフレキシビリティとか御相談できる内容などが失われるのではないかとこのことを危惧しているほうが強くあります。なので、個人情報保護委員会から何らかの情報漏れなどということは基本的には想定していません。基本的には、このまま今のままでもいいと思っておりますけれども、一応、要望ということではこのまま維持してほしいということで書かせていただきました。

ただ、ここでも申し上げましたとおり、一部企業の中では指導、勧告等についてちゃんと定義しろという声があることも聞いておまして、そのことについて、全体の商工会議所の意見としては、私どもは今の委員会のやられている方向で何ら問題はなく、繰り返しになりますけれども、今までのようにいつでも御相談ができ、安心して方向性を確認することができる方向を維持していただきたい。単に法律で、法律を見たら分かるだろうというような運用ではなくて、技術あるいはビジネスモデルが変わる中で、これが本当に合っているのか、合っていないのかというのは、なかなか企業にとっても分かりにくいものがありますので、そういうときに窓口が開かれていて、いつでも御相談できることを望んでいるということでございます。

○藤原委員 私の質問の仕方が悪かったのかもしれないのですが、漏えいというのは今の趣旨で申し上げたのではなくて、一般的にどうもデータ漏えいですね。事業者からのデータ漏えいを問題にしておられて、通知等の義務化のことをお話しされたとお伺いしておりますけれども、取扱いの中で問題になっているのはデータ漏えいよりもむしろ取得ですね。個人からどのように、日本国民からどのように情報を取るか。そして、その後、それをどうやって利用しているかという、その段階の取扱いが問題になっているのではないかと御質問をしたのです。

○在日米国商工会議所 私たちが理解しているところでは、日本でビジネスをしている米企業は、日本の個人情報保護法を基本的には尊敬もしておりますし、そのことについて遵守しているという理解です。なので、例えば同意が必要なものであればそれは同意を頂戴しますということの中で運用しています。

もし仮にその中で運用の方法が日本の個人情報保護委員会が定めている方法と大きく違うのであれば、それは先ほどから何回も申し上げているとおり、いろいろ御指導等を頂く、あるいはダイアログの機会を頂戴し、日本においてどうやって海外ビジネスがローカライゼーションしていくのかという建設的な方向性を示していただければありがたいなど。

手前味噌な言い方になってしまうかもしれませんが、海外で、海外といってもいろいろな国がありますけれども、例えばアメリカでやっているそのもののプロセスを全くそのまま持ってきてワークしないことを私たちは理解しております。では、どこがワークしなくてどこが必要なのかということは、ラーニングプロセスの中で考えなければいけないことですので、そういう中で、いつでも開かれて御相談させていただいて、これは日本としては承服しかねる、あるいは日本ではもうちょっと丁寧にやってくれということでありましたら、その都度話し合う機会を持たせていただいたほうが、紋切り型と言うと語弊があるかもしれませんが、法できちんとここですと定義するよりも、なおかつ迅速に消費者の利益にも叶うのかなと思っています。

○藤原委員 ありがとうございます。

もう一問だけよろしいですか。これは質問というより私見ですけれども、技術中立性ですね。テクノロジーニュートラルティーというのは大変重要だと認識しております。御指摘のとおりだと思います。そうなのですけれども、テクノロジーニュートラルティーということは、リスクニュートラルティーではありませんので、リスクについてはリスクベースで、危険に応じていろいろな規制、あるいはいろいろな御相談がかかるということは、やはりあり得るのかなと、私は個人的には思っております。ありがとうございました。

○在日米国商工会議所 今のお話を否定する気は全くございません。リスクが高いものについてはもちろん危ないわけですから、そこはもちろん注意をしてやらなければいけないことであると理解しております。

○嶋田委員長 どうぞ。

○熊澤委員 先ほどのデータ漏えい報告についてなのですけれども、ここでは慎重な取扱いを望むという御意見を伺っているわけなのですが、実際にアメリカの企業の漏えい報告がなく、新聞報告で我々は知って、それでこちらから逆に、どうですかと聞いているケースも何回かあったと記憶しております。

実際にこの漏えい報告自体が企業にとって良くないことなのかというところをお聞きしたいのですけれども、私も一般企業でコンプライアンスをやっております、やはりいろいろな漏えい案件の中でどれを実際に報告すべきだろうとか、あるいは報告すべきかどうかで非常に迷いがあったりします。それを例えば経営者に説明するとき、これは漏えいしたのか、どうでしょうか決めてくださいみたいな話になったりする、なかなか整理が難しい状況もあると思うのです。そういう中で漏えい報告というものに関してどこまでやればいいのかというところについては、何かお考えはありますでしょうか。

○在日米国商工会議所 この件については、各社、思いが違うかなと思います。先ほどもちょっと申しましたように、製造業的な文化と、あるいはソフトウェア的なバグが出て当然みたいな文化とは若干違いは生じると思います。一律的にこれが正しいとはなかなか商工会議所全ての存在としては言いにくいと思います。報告をサボるつもりはなくても、全体像をつかむのに若干時間がかかるというのはあると思います。ただそれを言いわけがましく言うのではなくて、それはどのような行為がベストプラクティスなのかということを、今後御委員会様と米企業との間で話し合いをさせていただければいいかなと思っています。

例えば、私たちも正直に言えば新聞紙上で知りましたみたいな話がありますと。内容はつかんでおりませんが、そうらしいですというようなことをまず御一報させていただくのが



いいプラクティスなのであれば、それは今後それがいいプラクティスだということで、いろいろな方にそのプラクティスの遵守というか、そうやることをお願いしますと。いや、そうではない、それはもう新聞で分かっているのであるから、事実上、ちゃんと全貌をつかんでから報告してくださいというのであれば、それがベストプラクティスという形で、できる限り会員企業に広めていこうと思っておりますので、まさに先ほどからしつこいように申し上げているダイアログの中で、どういう形が御委員会にとって好ましい形なのかをベストプラクティスでつかめていければと思っております。

○嶋田委員長 小川委員、お願いします。

○小川委員 先ほど藤原委員からありましたけれども、テクノロジーニュートラリティーについて、私も技術系の会社にいたもので、技術やサービスの中立性、お話の中では特定のサービスとか技術を対象にしないようにというお話をされていたと思うのですが、具体的にはどういう技術とかサービスを指しているのでしょうか。

○在日米国商工会議所 非常に鋭い御質問で、一つは、どちらかというテクニックニュートラリティーというのは、メークシユアをする。どの技術が良くてどの技術が悪いという意味ではなく、みんなの共通認識をもう一回ここで新たにするという意味で申し上げておまして、特定の企業のシステムはだめだけれども、他の企業のは良いとか、そういうことはないよねという理解で話をしておりますので、こういうところでお話しするのも、個人情報ちゃんと保護しましょうね、あるいはもちろん利活用もしましょうねという前提条件でお話をするにかなり近い話でございます。今、ここで特定の技術に対してコメントをしているというよりも、もし何か執行されるときに、その頭の中に入れていただきたい一つのプリンシプルだと思っております。

○小川委員 分かりました。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

そろそろお時間となりましたけれども、ほかにこの際聞いておきたいとか、御意見はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は時間の制約もありますので、質疑応答はここまでといたします。大変貴重な御意見をいろいろ頂きまして、杉原様、ありがとうございました。

○在日米国商工会議所 どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 それでは、御退室いただいて構いません。

(在日米国商工会議所出席者退室)

(日本 I T 団体連盟出席者入室)

○嶋田委員長 続きまして、日本 I T 団体連盟幹事長の荻原様、専務理事の別所様に会議に出席いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、出席を認めます。荻原様、別所様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、御説明をお願いいたします。

○別所専務理事 I T 団体連盟の専務理事をしております別所と申します。本日はこのような機会を頂き、ありがとうございます。

それでは、私から、I T 団体連盟の考えております個人情報保護法見直しに関する意見書について説明させていただきたいと思っております。

既にお手元に資料をお配りしていると思っておりますけれども、ここに書かれておりますように、8点ほど申し上げたいと思っております。

1点目、これは個別の個人情報保護法の条項の見直しというよりも全体観としてになりますけれども、今回示されている改正の方向性を見ていきますと、どうしても規制強化の側面が目

についてしまうというところがあると考えております。個人情報保護法は、言うまでもなく、個人情報の保護と併せて、利活用ということを図っていくための法律でございますので、いろいろな見直しの際には、利活用と保護のバランスを十分とっていただきたいと考えているということで、是非バランスをとるための視点も入れていただければと思っております。

2点目は欧州のGDPRとの関係でございます。今回十分性を相互認証いただいたということは、個人情報保護法をつかさどっている個人情報保護委員会の非常に大きな貢献であったと私どもとしては考えており、非常に感謝しているところでございます。この間、非常に粘り強く交渉されてきた経緯を仄聞しておりますし、ようやくここまで至ったということは、日本の状況を正しくEUが理解したということではないかと考えておりますので、この努力は継続していただきたいということでございます。

一方、GDPRとの関係での相互認証ができるまでの間ですけれども、一部では日本でもGDPR並みにしようという声があったのですが、既に欧州から見ると、日本は等価であると認識いただいていると考えておりますので、仮に今後何らかの議論の方向性が「GDPR並み」ということにあるとすると、それは議論の方向としては間違っていると考えているということでございます。

もっとも、GDPR並みと相互認証されたと言いながら、個人情報保護法の射程という観点からは、強化が必要な部分があるのではないかと考えているところでございます。我が国の個人情報保護法の規律によって保護されるべき、つまり、国内にいる方々の個人情報について、海外から直接取得され、あるいは国内から海外に提供されていくことによって、事実上、日本の個人情報保護法の規律が及ばなくなることを避けていただきたいと考えておりますので、日本国外に個人情報を出すことができる地域の規定の内容を詳述していただいて、国内企業が個人情報保護法を遵守する体制を整えている当該企業の国外の支店とか子会社に個人情報を提供する場合などを除いて、欧州のように政府間で相互協定が結ばれている国・地域以外に所在する第三者、つまり、企業とか個人が日本国内から直接的に個人情報を取得したり、あるいは国内にいる者がそのような方々に個人情報を提供したりすることについては、原則禁止ということをも明記していただけないかと考えております。

原則禁止とした場合ですが、当該国の企業が日本国外に個人情報を提供する場合ですとか、直接日本国外から個人情報を取得する場合については、日本国内に会社法に817条という条文があるのでございますけれども、そういう条文に準じた責任者を置いていただいて、日本の個人情報保護委員会に対して届出を行い、日本の個人情報保護法を遵守する体制について認めていただく。つまり、許可を得る仕組みが必要ではないかと考えております。

この点、欧州では、責任者を置くことは明記されていますけれども、責任者に関しては、その執行の対象ではない。執行するために責任者を置かせるのではないということが言われておりますが、逆に我が国でこういうものを定める場合には、国内に置く責任者を通じた執行がきちんとできる体制が必要ではないかと考えているところでございます。

次に、課徴金についてでございます。課徴金については、明示的に今回のヒアリングの対象の中の文言として入っておりますので、触れさせていただきたいところでございます。課徴金ですけれども、国内企業については、御存じのように、これまで命令に至ったケースすらない事実を照らすと、国内企業が個人情報保護法を遵守しているということだと考えておりますし、そういう状況下であえて国内企業向けの制裁を強化するという観点からは、立法事実にかけているのではないかと考えております。

一方で、昨今多くの報道がなされていることから、うかがわれますように、海外企業による個人情報の取扱いに関しては、多くの懸念が示されていると考えておりますので、先ほど述べました海外へのデータの持出しというものを規定していただいて、当該規定に違反している場

合には、例えばその企業の売上高の5%程度を上限に課徴金を科すことができるというようなたてつけの検討をお願いできないかと考えております。もちろん課徴金の制度は、課徴金を科す、命令を出すだけでは有名無実でございますので、海外企業に対する有効な執行手段を兼ね備えられるように並行して検討いただきたいところでございます。

次は、個人情報保護法に基づく開示請求に関する意見でございます。個人情報保護法に基づく開示請求を受けている企業はたくさんあるわけですが、昨今の状況を見ますと、すべからず持っている個人情報を出してほしいというような要求を頂くことがございます。企業の中のデータ管理の実態から言いますと、データベースになっていて、データベース上、アクセスが簡単な個人情報はすぐ出すことができます。ただ、いわゆる個人情報の定義、個人情報保護法上、個人情報の定義に該当するようなデータであっても、例えばログデータのような形で残しているようなものがあって、膨大なログデータの中から特定の方に関するものを全て抽出しろということを言われてしまうと、事実上、非常に膨大な時間がかかったり、あるいはシステムが一時ストップするようなことまで起きかねないというのが、今の管理の実態でございます。

これを考えると膨大な、いわゆるデータベースとして管理されていないようなものまで開示請求の対象として出すということは、かなり不可能なことを求められていると企業側としては考えざるを得ないところもあって、ここは一定の線引きをお願いしたいかなと考えております。もちろん政策決定に当たっては、個人情報保護の実態を当委員会でも丁寧にいろいろなことをヒアリングしたり、実態調査をしていただいたりということは承知しておりますので、引き続きこの点は、企業における実務実態がどうなっているのかというようなところを調査していただき、観察していただいた上で結論を出していただければと考えております。

もう一点、情報漏えいの際の報告に関してですけれども、現時点で全ての事業者が適切に報告を行うことができる体制にあるかどうかという実態の把握が必要だと思っておりますので、この点についても、どの点を強化すればいいのかということも調査の上、検討させていただきたいと思っております。個人情報保護法を遵守すべき企業について、従来は個人情報の保有数で規定されてきましたが、既にそういう規定がなくなっていますので、小さい企業から含めて、ありとあらゆる企業が個人情報取扱事業者になっているわけでございますので、それらの小さな企業を含めて報告体制がどうなっているのか、また、実際にその報告が行われているのかという点について調査いただいて、現実的な報告体制というのを御検討いただければありがたいと思っております。

ちなみに、報告については非常に重要なものと位置付けておりますし、実際に個人情報保護の状況がどうなっているのかということも個人情報保護委員会が正確に把握する上でも貴重な手段だと思っておりますので、できるだけ報告が徹底されることが望ましいと考えております。逆に言うと、そういう報告が徹底されるような仕組みを是非お考えいただければと思っております。

最後、8点目でございます。これは個人情報の利用という観点から書かせていただいているものでございます。日本IT団体連盟では「情報銀行」という枠組みについて設けて、自主基準ですけれども、認定制度をこれから走らせようとしております。その特徴は2つございまして、一つはプライバシーポリシー、いわゆる個人情報保護指針の約款化と、もう一つはデータ倫理審査会の設置ということでございます。個人情報保護法は、御存じのとおり、一種の行政規制でございますので、個人情報保護法によって直接的に利用者に当該個人に対する個人情報に関する権利義務が付与されるものではないと理解しております。一方で、様々なビジネスで集められる個人情報については、契約上の保護が第一義的には必要だと思っておりますので、プライバシーポリシー、個人情報保護指針を約款として契約条項に組み入れていくことは、そ

の第一歩ではないかと考えており、情報銀行のフレームワークの中では、それを提案しているところがございます。

併せて、個人情報の使い方に関して、当該企業内だけで十分な検討ができるのかという観点からは、社内社外の人たちを入れたデータ倫理審査会で検討していくというような枠組みも必要ではないかと思っております。日本IT団体連盟がデータ倫理審査会というものを提案させていただいてからになりますけれども、昨年秋に行われたヨーロッパのプライバシー・コミッション会議の中でもDebating ethicsということで、倫理ということが初めて言葉として出てきております。

倫理というものを、法に基づいたデータ利用を促進していくことは、法律の枠組みの一步先を行って個人情報を保護することができるものであると考えておりますので、こういう枠組みを提案しているわけであります。これは今はまだ自主基準としての枠組みでございますけれども、日本IT団体連盟としては、認定個人情報保護団体というものになっていくことも検討しており、認定個人情報保護団体というフレームワークと自主基準を組み合わせることによって、一種の共同規制的な枠組みで個人情報の保護を図りながら、同時に利用促進をしていくようなことを図っていくことができるのではないかと考えており、このような枠組みを是非個人情報保護委員会としても支えていただければと考えております。

非常に駆け足になって申しわけございませんけれども、私どもからの意見は以上になります。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見を願います。

中村委員、お願いします。

○中村委員 御説明ありがとうございました。

全体的な感想とちょっとした質問なのですが、御意見書の1のところ、こちらの論点は保護が重視で、利活用の視点が欠けるとおっしゃっているわけですね。具体的な御意見のほうに入りますと、どちらかといいますと保護についての記述が述べておられて、4、5あたりは越境データに関する保護への規制の強化について述べておられて、6、7あたりは、恐らくコンプライアンスに関することだと思うのですが、実態をよく見て企業のコンプライアンスのコストとの関係とリーズナブルにしてほしいという背景からの御意見だと思うのです。情報銀行のところは利活用としっかり被ってくると思うのですが、法律の保護法見直しとの絡みで情報銀行だけでなく、冒頭でおっしゃった利活用の視点というところで、何か言い残したことやもう少し具体的な御意見があるのか。もしあったらお聞かせいただきたいということが1点です。

7のところは実態調査のことを述べられていますが、実態を調査した上で検討するということなのですが、IT連盟さんで実際既に企業の側、企業の団体の方たちとお話しして、こういうところがあるのではないかとこの感触がもしあれば、教えていただきたいと思っております。

以上です。

○嶋田委員長 お願いします。

○日本IT団体連盟 ありがとうございます。

利活用に関しては、おっしゃるように明確に書かせていただいたのは8番目、情報銀行の枠組みを支えていただきたいということでございます。このところはまだIT団体連盟の中で詰め切れていないところなのですが、先ほど述べましたように、認定個人情報保護団体の枠組みをどのように活用できるのかということが鍵になると考えていて、認定個人情報保護団体の役割、あるいは権限と表裏一体だと考えております。ここはどの部分を認定個人情報

保護団体の枠組みとして拡張いただきたいかというところをちょうど詰めているところがございますので、そこがまとまりましたら、またお話ができるかと思っております。

ただ、逆に言うと、今の認定個人情報保護団体の枠組みだけでは持っている権限と監督機能について、共同規制というフレームワークを考えるとすると、少し弱いかなというところがあって、そういう意味でいうと、認定個人情報保護団体ができる権限と、あるいは管轄している個別の企業にできる監督権限を少し強化していただきたいと考えているところがあって、そういう方向で取りまとめができないかということで、団体内では話しております。

7番目の項目については、まだ団体の個別各社について情報漏えいの際の報告がどのようになっているかというところは、ヒアリング等が行われておりませんので、これはまた別途現実に会員社がどうなっているかというところの調査を独自に行うことができればと考えているところです。

もう一つ、最後に6番目と7番目の項目は、コンプライアンスとのバランスというお話でお聞きいただいておりますけれども、ここのところは、実は利用とのバランスと考えて書かせていただいたところですので、必ずしも規制面というよりは、利用とのバランスをどのようにとっていただけるかという観点からの記述という趣旨で書いたつもりでおります。

以上です。

○嶋田委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 どうも御提案をいろいろありがとうございました。

私は全体的に、どちらかといえば課徴金関連でお伺いしたいと思います。4. と5. の御提案ですけれども、かなり大きな枠組みを御提示いただいたのだと捉えております。そこで、全体は一つなのですけれども、4つぐらいに分けて細かくお伺いしたいと思います。

一つは、4と5の御提案ですけれども、対象となる事業者、あるいは、もし別所さんのほうで把握されていたら、具体的な事案、こんな場合だというケースですね。そういうもう少し具体的に出てくると分かりやすいのかなという気がいたしました。例えば日本企業が対象なのか、国外の企業、事業者も対象になるのか。あるいはもう少しかみ砕いて言っていただければ一番いいのですけれども、EUとUKはオーケーだ、しかし、そうではないところはグレーが残ると。グレーなところもいろいろな国があって、ここで言われる許認可制に近いような届出で許可を定めるのですかね。そういう制度が必要だと言っておられるのかともう少し事業者像とかケースで言っていただければありがたいと思いました。

2つ目ですけれども、御提案の内容の場合、日本の事業者、日本の企業が課徴金を受ける場合がどのような場合か、もう一度確認をさせていただきたいということです。ひょっとして内外差別的な、つまり、外国も日本も同等でなければいけないはずのものが内外差別的な内容になっていないかというところを確認させていただきたいというのが2つ目です。

3つ目は、4、5全体として捉えると、問題意識としては、国外への個人データ移転をある程度広く禁止の網をかけなければいけないのだと。そういう場合もあるのだという内容にも読めますので、その場合だと日本の事業者が、もう釈迦に説法ですけれども、いわゆるデジタルエコノミーで外国に出ていく必要がある場合がある。そういった場合に、かえって足かせになることがないかという点。この点について、どうお考えかということです。

最後ですけれども、外国企業に対して強制執行をされるということで、これはこれまた御存じのように、どこの国でも限界があることです。それについてどうお考えか。先ほどEUとは違って、執行にも関わる管理責任者を置くだと言われましたけれども、それと絡めておられるのかどうかも含めて教えていただきたいと思いました。

以上です。

○嶋田委員長 お願いします。

○日本IT団体連盟 提案させていただいているものは、基本的にはもとは地域できちんとした区別が必要だと考えているところから出発しております。対象となる事業者像としては、いわゆる日本とEU以外の国々の企業、あるいは個人になるかと考えております。

データを収集している企業は各国に存在していますので、中国ですとか米国ですとか、あるいはアジア諸国ですとか、さまざまな国がいわゆる日本、EU以外は対象になってくると思っておりますし、そこに所在している企業が基本的には対象になってくるかと考えております。それらの企業に対して、日本の個人情報保護法の規律をどのように及ぼしていくのかということを考えていただきたいというのが趣旨になっているところなんです。

日本の企業の課徴金を受けるケースについては、実はここに書いてありますように、今の国内企業向けの課徴金については、課徴金制度を導入する立法事実はないのではないかと考えているところなんです。実質的には海外企業についてのみ課徴金制度というような提案をさせていただいております。これは内外差別と捉えるのかどうかはかなり微妙だと思っておりますけれども、別に内外差別をしてほしいわけではなくて、個人情報保護法の規律の遵守という観点から、事実上、そこに差分があると考えているところでございます。

国内企業が国外へデータ移転するときの足かせになるかどうかということところは、ちょっと分かりにくかったのですが、4. の a のところの括弧書きに少し細かく書かせていただいているのですけれども、日本の企業が日本の個人情報保護法を守っていて、当該企業の子会社が、この子会社に代わって、日本の個人情報保護法の遵守について責任を負いますというような立て付けをすることによって、日本の企業については、あるいは子会社については、データ移転することを認めるということではいかがかと思っております、ここにはそういうことを書かせていただいております。

海外企業への強制執行のところなんです。なかなか実効性のある手段は、ほかの法律を含めて難易度が高いと言われていたというのは理解しております。ただ、多くの企業の場合、企業の収益をどうしてもどこかで得るとというのがビジネスの継続のためには必要です。国内でデータを収集している会社は、国内で何らかの形でビジネスをしていますので、日本国内から海外への送金はどこかで行われるはずなんです。なので、その送金を途中で止めることができるようなフレームワークを一つは考えることができるのではないかと考えております。

それから、責任者と先ほど言いましたのは、遵守しなかったときに当該責任者の身柄の拘束をするという方法もあり得ると思っております。この辺は従来の日本の考え方、日本法の考え方から言うとなかなかないところなんですけれども、諸外国ではそのようなことは一般的に行われていると理解しておりますので、あり得ない立て付けではないかと考えているところでございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 丹野委員、お願いします。

○丹野委員 私からも御質問をさせていただきます。6番目のところですね。個人データに関する個人の権利の在り方について、現行で開示請求ができるという立て付けになっているところに加えて、更に削除や利用停止など、そういうものを中心により広範に認めるべきであるという声が多い中、現行法で認められている開示請求権をいわば制限するご提案となっておりますが、そこについて御質問したいと思います。

開示請求はよく御存じのとおり、開示請求をすることによって、例えばそれが不正に取得されていたとか、第三者提供を知らないうちにされていたとか、そういういわば法抵触があったときに、次のステップに行けるという形で、開示請求権はその入口になっているのですね。

よく御存じだと思いますが。そうすると、これを制限するご提案となっていますが、今の個人の権利利益との関係をどのようにお考えなのかと思われましたので、御質問させていただきます。

○日本IT団体連盟 開示請求のところを6番目の項目を御提案させていただいたのは、ここに書いてあるとおりで、つまり、事実上、管理状態がさまざまなものがございまして。先ほど言いましたように、データベースに入っているものについて言うと、例えばそれが漏えいしたとか、様々なところで誤用されたというときに、当然開示請求に応えるべきだと思っておりますし、それによって実態が明らかになるのだと考えております。

ただ、先ほど言いましたように、管理実態がログの中に残されているようなものにすぎなかったというように、実際の漏えいがどのような形で想定できるのかが非常に不明確だということ、そういうものが仮に悪用されるケースがあるとするのであれば、実際にそういう悪用例を示していただかないと、そこまで管理すべきものなのかどうか分からないというところがあります。

企業の中でデータの管理の実態が、開示請求を支える一番大きなところだと思っております。もちろん、野方図な管理をしているから開示請求の対象にすべきではないと申し上げているわけではなくて、管理体制に応じて開示を求めていると分らないと、事実上、開示請求に応えることができないと考えているというところなんです。なので、実務実態のところをきちんと見た上で、どこまで開示を求めていくのかということの線引きをお願いしたいということで、開示請求の範囲全般を縮小することがいいということ述べているわけではないということでございます。

○丹野委員 重ねて確認のために。開示請求権を全体で縮小することを求めているわけではないということなのですね。先ほどのお話の中で漏えい云々というお話がありましたが、開示請求をしたときに内容に誤りがあったら、それに対して訂正・削除をする権利も現行法で認められております。そこは開示請求をしてみないと分からないのですけれども、その部分は否定なさらないということよろしいでしょうか。

○日本IT団体連盟 今の御質問の内容は、実際に使っているデータに関しての御質問だと思って、あるいは使える状態になっている。なので、そこに誤りがあったら困ることだと思っております。それは逆に言うと企業の中できちんと管理がされていますので、開示請求をしていただくことも差し支えないですし、それに応えるべきだと思っておりますし、中止とか利用訂正というのももちろんできるということで考えております。

先ほどから申し上げているのは、そういう状態になっていないデータがたくさん存在しているということでございます。

○嶋田委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 御意見ありがとうございます。

私からはこのところ非常に興味がある海外の大手事業者なのですけれども、それに限らず事業者が大量の個人情報をターゲティング広告等に利用することによって、本人の権利利益が侵害される可能性を指摘する意見が大変多くなっております。それについてはどうお考えでしょうか。

○日本IT団体連盟 難しい御質問なのですけれども、今、例に挙げたターゲティング広告等の場合に、権利侵害がどのように発生するのかということが私としてはよく理解できていないところがあります。これは広告そのものに関する理解だと思うのですけれども、私の理解では、広告というのは利用者に必要な情報提供をしている手段だと考えております。

広告が利用者に対する適正な情報提供の手段でなかった場合にどうなるかという、その広告物に対する信頼、あるいは広告を載せているメディアに対する信頼がなくなって、広告価値がなくなります。広告主にとってもそれは良いわけではなくて、広告は適切に、必要な人に必要なときに届けることが正しい在り方で、ターゲティング広告も本来それを狙っているものです。

今、誤解も含めて幾つかいろいろな問題が起きているのは、ターゲティング広告の精度が低いからだと認識していて、精度が低いものによっていろいろな問題が起きていることについては、技術的に回避していくべきだと考えているというのが、広告に関する部分でございます。

大量にデータを持っている人たちが一番懸念されるのは、いろいろな形でそのデータを誤用したり、悪用したりすることだと認識しています。誤用や悪用の形はさまざまなものがあって、それも一概にこういうパターンだと言うことは難しいと思っていますけれども、誤用や悪用を防ぐための幾つかの手立ては必要だと考えているわけでございます。

ベストなものが今、この世の中にあるのかという、そこはなかなか難しいと思っておりますけれども、IT団体連盟として先ほど御提案させていただいた御説明の中に、データ倫理審査会を企業の中に設けることを提案させていただいているのは、誤用とか悪用を途中の段階で防ぐ一つの手段だと思っていて、提案をさせていただいているところでございます。データが集まっていく状態を物理的に防ぐことは非常に困難な時代だと思っておりますし、それを利用していくことを防ぐというよりも、その利用のプロセスの中で、どう適正に第三者の目を入れて防いでいくかという視点が重要かと考えていて、このような提案をさせていただいているという背景になっております。

このような説明でよろしいでしょうか。

○熊澤委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

大滝委員、お願いします。

○大滝委員 意見書の8の、先ほど情報銀行について御説明いただいたので、一部重複すると思うのですが、ここにも記されているように、本人による個人情報のコントロール権を確保、向上させていくような取組とか御意見であると思っておりますが、これを法的義務とすることについては、どのようなお考えがあるか。もしお考えがあればお聞かせいただければと思っております。

先ほど、特定個人情報団体との関わりとかということについては、まだ内部で御検討されているというお話もあったのですが、もしお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○日本IT団体連盟 御質問いただいた義務化というのは、どの部分に関して義務化ということをおっしゃっているのでしょうか。

○大滝委員 例えば今の認定団体になるといったことについても、これはなればもちろんその中での枠組みに入ってくると思うのですが、そういったことも含めて個人情報のコントロール権を自主的にという枠を超えて、もう少しそれを法的に義務化することについてどのようにお考えになられているかという質問です。

○日本IT団体連盟 今の時点で直ちにさまざまなものを義務化するのがいいのかどうかは、まだ分かっていないと考えております。ただ、この中に少し書かせていただきましたけれども、個人情報に関する個人の方と企業の間関係については、もっと明確にするべきだと思っていて、現時点では先ほど言いましたように、個人情報保護指針という宣言はされていますが、個人情報保護指針はただの宣言で、法律的な拘束力は持っていないと考えています。なの



で、企業が個人情報を取り扱うときの在り方について、契約の中に入れていくということで、一定の枠組みの中に企業も約束事として守らなければいけない責務を負うというたてつけはあるのだと思っています。

ただ、これは契約の枠組みですので、契約自由の原則に基づいて今は動いていますので、そのフレームワークとして入れるかどうかは自由だと思っています。ただ、次の一步としてはそれがあと思っていますので、情報銀行という枠組みの中で次の一步を進めていくために、このような提案をさせていただいているところでございます。

恐らく企業の中では、既にプライバシーポリシーそのものを約款の中、つまり、利用規約の中に組み入れている会社はあると思っています。私の旧所属はヤフーですけれども、ヤフーは私が法務の責任者だったときに約款に組み入れました。きちんと利用者との間で、債権・債務の関係で個人情報を守っていくという立て付けを作っていくことが、何かあったときの民事的な救済を契約上求めることができるというたてつけを保証することになると考えていますので、そのような枠組みを広めていくことは一つの鍵になると考えていますし、それがその方の情報のコントロールする権利をある意味で契約上担保するということにつながっていくと考えているところでございます。

○大滝委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○小川委員 どうもありがとうございました。

最初の項目で規制と利用促進の2つのバランスが失しているのではないかという御指摘があり、また、6番で開示の話もございました。規制と利活用のバランスというほかに、例えば日本IT団体連盟にはたくさんの会社が所属されていると思うのですがけれども、そのソフトウェアやサービスを使う利用者の立場があって、利用者の安心だとか利用者の便利さとか、先ほどターゲティング広告で利用者への情報提供という、利用者の側の意見もあるのではないかと。これは全般的に企業側の、事業者側の意見が大半を占めていると思うのですがけれども、利用者側に立った御意見は特にないのでしょうか。

○日本IT団体連盟 ここで御提案させていただいているものは、あくまでも利用者のためにどう個人情報を守り、どう利用していくかという視点で書かせていただいているものでございます。企業が存続している意味というのは、いろいろな企業が社会に有益なサービスなり社会に有益な製品を送り出しているから存在しているのだと思っています。お客様から対価を払っていただけているのは、その製品に対しての有用性を認めている、あるいはサービスに関する有用性がある、社会的に価値があると認識しているからだと思っています、それが無い企業というのは存続し得ないと考えております。すべからく全てのサービス、全てのプロダクトの支えはそこにあると考えておりますので、利用者視点を忘れて様々な提案を日本IT団体連盟として、しているつもりはないというところでございます。

○小川委員 そういう意味で、例えば先ほどの情報銀行みたいに利活用の具体的なアイデアという話がありましたけれども、個人情報保護というよりは利用者情報保護みたいな観点に立つと、何か具体的にこういうふうにしてほしいというのは特に団体としてはないのでしょうか。

○日本IT団体連盟 先ほど申しましたように、一つは事業者との関係を明確にすることで、利用者保護につながっていくと思っていますので、プライバシーポリシー、いわゆる個人情報保護指針の約款組み入れみたいなものは一つはあると思っています。情報銀行の中で提案させていただいているデータ倫理審査会というのものも、企業単独で、内部組織の中で利用目的を考

え、情報提供する第三者の適正性を考えていくというよりも、客観的にそういうところが一旦そういうもののプランについて見直しをして検討するというようなプロセスを経ることで、より利用者の保護につながっていくと考えております。

もう一つは、情報銀行の枠組み自体は、個人の同意に基づく情報の利用を前提としておりますので、その同意の取り方含めて、利用者に適切な説明をしていくというプロセスがあってこそそのものだと思っておりますので、そういう視点で全体的に利用者の方に安心していただきながら、利用者のための利活用ができればと考えています。

○小川委員 どうもありがとうございます。

○嶋田委員長 ほかにございますか。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 6. について、提案を若干確認させてください。6. で、実務的に対応が困難な場合にまで保有する全ての情報を開示するよう求められるケースがありということで、先行している情報公開の分野等でもあるのですけれども、これは一般的に、お立場は権利であることはもちろん認めると。権利制限をする趣旨ではないと。しかしながら、情報公開・個人情報保護でいう濫用的という意味も含めて、実務的に対応できないケースは例外として考えてほしいという議論はあるのですが、それに近いものと捉えていいのかというのが最初です。

2つ目は、直ちに利用できるような形式で保有しているものであれば速やかにという、その後ですけれども、これはログデータのようなごく例外的なことを言っているのか、一般的に利用できないデータのことを言っているのか。一般的に利用しないのであれば、削除、捨てるのが原則ではないかという気がしますので、かなり例外的なことをおっしゃっておられるのかというのが2番目の質問です。

3番目は、これはお立場としては法の28条2項2号の、業務に著しく支障を与えるというのでは、解釈として対応するのは、実務のサイドとしてはやりにくいというか、難しいとお考えなのか、この3点を教えていただけますでしょうか。

○日本IT団体連盟 ありがとうございます。

1点目は、先生のおっしゃっている趣旨で、私どもとしてはここに書かせていただいているところになります。

2番目の御質問なのですけれども、もちろん使わないデータはとっている会社はないと思っています。それは会社としても、一般的に考えてもですけれども、リソースの無駄遣いになるので、そういうことはしておりません。ただ、膨大なデータになる場合があったとしても、様々な事故対応のときのためにデータをとっているようなものは結構ございます。それは事故等のときに初めて利用する状態になっていて、特殊な状態になったときに初めてその対応として提案してみるようなものなので、そこをいつも見直すことができるように、コストをかけてシステムを作っているというものではないということがございます。ただ、そういうものに関してすぐに出してくれと言われても、実務上の対応は難しいというところでは。

確かに、実務上対応できないものは難しいですよという説明をさせていただくことはあるのですけれども、なかなか御理解いただけない方も増えてきていて、そこを少し分かりやすくしていただけるとありがたいなということでございます。

○藤原委員 2番目に関連して、保存期限との関連というか、保管期間との関連という問題意識はないのですか。少し長く持ち過ぎているかなど。事故対応等を一生懸命考える余りという、そういう問題意識は余りない。

○日本IT団体連盟 保存は必ず、法律上の考え方ももちろんありますので、適切なものを適切な期間保存していこうというのがありますし、もう一つは、先ほど言いましたようにコスト

がかかるので、コストを膨大にかけていく会社はどこにもないので、コスト上の制約をちゃんと踏まえた上で、適切な期間しか保存していないという理解でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 そろそろお時間が迫ってまいりましたけれども、ほかに何か御質問はありますか。

私から最後に1つだけ、情報銀行のプランはとてもユニークで感心しましたけれども、個人情報保護委員会としても支えていただきたいという一言は、具体的にはどういうことをイメージされていらっしゃるでしょうか。

○日本IT団体連盟 昨秋、非常にありがたかったのですが、ヨーロッパのほうのプライバシー・コミッションの会議のサイドイベントで御紹介させていただく機会があったのですが、個人情報保護委員会のお力によってそういう機会を得ることができましたので、引き続き、欧州を含めて諸外国にこういうものが日本発でありますということを伝えていくことも必要だと思っていますので、そういうことを秋にやっていただいたような形で御協力いただければありがたいかと思っています。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間となりましたので、質疑応答はここまでといたします。別所様、荻原様、本当に今日はお忙しいところ、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

どうぞ御退室いただいて構いませんので、ありがとうございます。

(日本IT団体連盟出席者退室)

○嶋田委員長 それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページに公表してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を御説明願います。

○的井総務課長 次回の委員会は、2月22日金曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定のとおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。